

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

国民年金に加入した時に、20歳まで遡って国民年金保険料を納付することができると言われたので、勤務していた工務店の事業主に一括して納付してもらったことを覚えており、その後、国民年金保険料は、毎月給与から控除され、事業主が納付してくれていたため、申立期間の国民年金保険料だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、勤務していた工務店の事業主に一括して納付してもらったと主張しているところ、事業主の妻は、「住み込みで勤務していた従業員は国民年金に加入し、保険料を給与から控除し、納付していた。」と証言している上、申立人と同様に住み込みで勤務していた同僚の国民年金保険料の納付記録を見ると、加入当初の保険料を過年度納付し、その後の保険料も全て納付していることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿及び同送付簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月27日に払い出されたことが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、上記の証言等を踏まえると、事業主の妻が、申立人の申立期間の国民年金保険料だけを未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 5 月まで  
退職後しばらくしてから、主人の母から「国民年金に入っていた方が  
いい。」と言われて任意加入した。  
国民年金保険料は、当初は直接納付、後には口座振替できちんと納付し  
てきたのに、申立期間が未加入とされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳管理簿及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、同市において、昭和 49 年 6 月 27 日付けで任意加入により国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも「昭和 49 年 6 月 27 日」と記載されており、当該被保険者資格取得日は、オンライン記録と一致している。

また、申立期間当時、厚生年金保険被保険者の妻として、上記のとおり国民年金に任意加入した申立人は、制度上、遡って資格を取得すること及び保険料を納付することはできない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、夫の母親から国民年金の加入を勧められたとしているが、その時期についての記憶は定かでなく、申立期間の始期を昭和 46 年 4 月とする根拠は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 46 年 11 月まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低い額で記録されている。退職時の給与は8万円ほどであったし、それ以前の期間も現在記録されている標準報酬月額よりも高い額の給与を受け取っていたので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同学年の複数の元同僚に係る申立期間当時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが元同僚と扱いが異なるという事情は見当たらない。

また、申立期間当時の複数の元同僚は、「当時支給されていた給与額については、はっきり覚えていないが、自分の標準報酬月額の記録に間違いがあるとは思っていない。」旨を証言している上、健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人及び元同僚の標準報酬月額が遡及して訂正されたなどの不自然な形跡は認められない。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）について既に廃棄済みと回答していることから、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 3 年 9 月まで

A財団法人（現在は、B財団法人）C本部に勤務していた期間のうち、申立期間の給与額が、年金事務所に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額よりも高かったため、標準報酬月額を適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、昭和 63 年 10 月 1 日付けで 17 万円（第 16 等級）から 16 万円（第 15 等級）に引き下げられていることが確認できるものの、複数の元同僚の標準報酬月額についても、申立期間及びその前後の期間において 1 等級程度引き下げられていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の変動が、申立人の記録に限った不自然な状況であるとは言えない。

また、申立人及び当該複数の元同僚の標準報酬月額に、遡って訂正されているなどの不自然な事務処理の形跡は認められない。

さらに、B財団法人から提出された職員原簿に記載された申立人の給与額（職務手当等を含む）は、申立期間においてオンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

加えて、当該事業所は、上記の職員原簿以外の当時の関係資料を既に廃棄していると回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から10年9月まで

A社に勤務していた時の、平成8年10月から10年9月までの標準報酬月額が、前後の期間の標準報酬月額に比べて減額されていることは納得できないので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成8年分から10年分までの給与支払報告書に記載された社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険及び厚生年金保険の保険料額、並びに給与支払金額に基づく雇用保険の保険料額を合計した額とおおむね一致している。

また、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されたなどの不自然な事務処理の形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。